

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

サル痘及びカルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 5 年 5 月 2 日付け健感発 0502 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項の規定による届出の基準等をお示ししているところです。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 192 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 79 号）が公布・施行され、サル痘及びカルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症の感染症法上の名称を変更したところです。

このことに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付け健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「基準」という。）の一部を別添のとおり改正し、令和 5 年 5 月 26 日から適用することといたしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

（改正箇所は太字下線部分）

記

1 改正概要

- ・ 基準中第 5 の 13 及び別記様式 4-13 における「サル痘」の名称について、「エムポックス」とし、基準中第 5 の 13 及び別記様式 4-13 をそれぞれ基準中第 5 の 5 及び別記様式 4-5 とする。
- ・ 基準中第 6 の 3 及び別記様式 5-3 における「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」の名称について、「カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症」に変更する。
- ・ その他基準及び別記様式について、所要の改正を行う。

2 適用日

令和5年5月26日から適用